

平成20年度動物愛護管理研修実施要綱

環境省環境調査研修所

1. 目的

国及び地方公共団体等において動物愛護管理に関する業務を担当している職員を対象に、当該業務遂行に必要な専門的知識を習得させるとともに、全員合宿による研修生相互の啓発・交流を図ることを目的とする。

2. 期間及び会場

(1) 期間：平成20年10月7日(火)から10月10日(金)まで(4日間)

(2) 会場：環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3
04-2994-9766

3. 教科内容

次頁のとおりとする。

4. 研修予定人員

70名

5. 研修を受ける資格

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国及び地方公共団体等において、動物愛護管理業務を担当している職員。ただし、獣医師である者を除く。
- (2) 研修受講に支障のない健康状態にある者。
- (3) 所属長の推薦を受けた者。

6. 研修生推薦の有無

所属長は、研修生を推薦する場合、推薦書に別紙様式による被推薦者の「略歴書」を添えて、**平成20年8月1日(金)までに必着**するよう環境調査研修所所長あて文書により通知すること。

なお、研修生を推薦しない場合においても、前記の推薦期限までにその旨を環境調査研修所所長あて文書により通知すること。

7. 研修生の決定

環境調査研修所所長は、6の推薦に基づいて研修生を決定の上、推薦者にその旨を通知する。

8. 修了証書の交付

環境調査研修所所長は、所定の課程(原則として1割以上欠課した者を除く。)を受講した者に対して修了証書を交付する。

なお、受講の状態については、研修終了後所属長に通知する。

9. 経費

次の経費は所属長の負担とする。

(1) 往復に必要な旅費

ただし、環境省の職員については、環境調査研修所から支給する。

(2) 滞在費

ただし、国家公務員(独立行政法人職員を除く。)については日額旅費を環境調査研修所から支給する。

<平成20年度動物愛護管理研修教科内容>

1. 動物愛護管理行政の現状と課題（関連法等）	1.5	時間
2. 動物愛護管理に係る争訟事例	1.5	
3. 諸外国の動物愛護管理制度	1.5	
4. ペット小売業界の現状等	1.5	
5. ノラネコ対策の取組み事例	1.5	
6. 犬のしつけと飼養管理	3.0	
7. 収容動物データ検索サイトへの参画について	1.0	
8. 動物愛護における民間団体の活動について	2.0	
9. 動物との共生について	1.5	
10. 国民のペットに対する要望（消費者からの要望・苦情等）	1.5	
11. 個体識別登録措置について	1.5	
12. 災害時における動物の救護対策	1.5	
13. その他（開・閉講式、オリエンテーション）	1.0	

合計 20.5 時間

（注）

教科内容は、都合により一部変更になることがあります。

開講式は10時30分より行いますので、10時00分までに入所してください。

閉講式は13時15分に終了する予定ですが、講義時間の延長等により若干遅れる場合があります。

帰路の航空機や列車の時間等により、最終日の講義や閉講式等を欠席することは認めません。

* 次の情報を環境調査研修所ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

（URL <http://www.neti.env.go.jp>）

「研修ガイドブック」（研修受講に当たっての留意事項に関する情報を掲載しております。）

「実施要綱」、「略歴書」様式